

平成21年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成21年11月定例会議案説明資料目次

総務部

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成21年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算説明資料	(総括表)		5
		総務課		6
		財政課		7
		行財政改革局 財源確保室		8
	関西本部		9	
3 歳入歳出事項別明細書			11	
4 節の明細			13	
5 債務負担行為に関する調書	総務課ほか		14	
第7号	鳥取県基金条例の一部改正について	財政課	16	
第8号	鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正について	行財政改革局 財源確保室	20	
第9号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	行財政改革局 福利厚生室	26	
第25号	当せん金付証票の発売について	財政課	28	
第26号	平成20年度決算の認定について	財政課	29	

平成21年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	1,196,092	1,184	1,197,276
9 国庫支出金	84,143,538	8,750,822	92,894,360
12 繰入金	20,461,767	36,673	20,498,440
13 繰越金	1,093,721	226,083	1,319,804
14 諸収入	19,014,359	164,283	19,178,642
15 県債	75,181,000	11,000	75,192,000
歳入合計	384,263,603	9,190,045	393,453,648

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	25,312,118	3,130,753	28,442,871	3,087,911	1,000		41,842
3 民生費	48,993,007	183,103	49,176,110	107,916		19,609	55,578
4 衛生費	12,964,623	5,417,734	18,382,357	5,272,600		33,758	111,376
5 労働費	8,516,489	3,907	8,520,396	3,907			
6 農林水産業費	34,500,804	224,804	34,725,608	100,377	10,000	112,500	1,927
7 商工費	18,964,834	56,898	19,021,732	56,898			
8 土木費	69,272,294	99,854	69,372,148	48,221		36,273	15,360
10 教育費	71,446,236	72,992	71,519,228	72,992			
歳出合計	384,263,603	9,190,045	393,453,648	8,750,822	11,000	202,140	226,083

歳 入

7款 分担金及び負担金

2項 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
4 土木費負担金	千円 434,706	千円 1,184	千円 435,890	2 道路橋りょう費負担金	千円 1,184	道路橋りょう維持費負担金
計	998,607	1,184	999,791			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	千円 2,951,351	千円 113,819	千円 3,065,170	3 生活保護費負担金	千円 113,819	扶助費負担金
計	15,540,790	113,819	15,654,609			

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	千円 2,051,094	千円 3,087,911	千円 5,139,005	1 総務管理費補助金	千円 2,864,339	財産管理費補助金 3,500 財政管理費補助金 2,860,839
				2 企画費補助金	2,316	計画調査費補助金 1,140 交通対策費補助金 1,176
				3 防災費補助金	138,556	防災総務費補助金
				5 市町村振興費補助金	82,700	自治振興費補助金
2 民生費国庫補助金	9,954,235	△ 5,903	9,948,332	1 社会福祉費補助金	3,500	老人福祉費補助金
				2 児童福祉費補助金	△ 9,403	児童福祉総務費補助金
3 衛生費国庫補助金	3,312,661	5,272,600	8,585,261	1 公衆衛生費補助金	221,624	予防費補助金 221,210 特定疾患対策費補助金 414
				2 環境衛生費補助金	35,502	環境保全費補助金
				3 医薬費補助金	5,015,474	医療費補助金 5,000,000 倉吉総合看護専門学校費補助金 15,474
4 労働費国庫補助金	3,767,370	3,907	3,771,277	1 職業訓練費補助金	3,907	職業訓練校費補助金
5 農林水産業費国庫補助金	14,322,612	100,377	14,422,989	1 農業費補助金	59,414	農作物対策費補助金 8,100 農業試験場費補助金 51,314
				2 畜産業費補助金	2,630	畜産振興費補助金
				3 農地費補助金	9,006	農地調整費補助金 5,069 農地防災事業費補助金 3,937
				4 林業費補助金	28,340	林業振興費補助金 26,000 森林病害虫防除費補助金 2,340
				5 水産業費補助金	987	水産試験場費補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木費国庫補助金	千円 24,402,148	千円 48,221	千円 24,450,369	3 河川海岸費補助金	千円 9,000	河川改良費補助金
				4 港湾費補助金	16,392	港湾管理費補助金 6,965 境港管理組合費補助金 9,427
				5 都市計画費補助金	22,829	公園費補助金
8 教育費国庫補助金	4,213,423	72,992	4,286,415	6 社会教育費補助金	46,472	埋蔵文化財センター費補助金
				7 保健体育費補助金	26,520	スポーツ振興費補助金
11 商工費国庫補助金	295,874	56,898	352,772	2 観光費補助金	43,898	観光費補助金
				3 工鉱業費補助金	13,000	中小企業振興費補助金
計	67,104,338	8,637,003	75,741,341			

12款繰入金

2項基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 障害者自立支援対策 臨時特例基金繰入金	千円 716,680	千円 770	千円 717,450	1 障害者自立支援対策 臨時特例基金繰入金	千円 770	障害者自立支援事業費充当
14 安心子ども基金繰入金	456,940	8,879	465,819	1 安心子ども基金繰入金	8,879	児童福祉総務費充当
25 鳥取県地域医療再生 基金繰入金	0	27,024	27,024	1 鳥取県地域医療再生 基金繰入金	27,024	医務費充当 19,324 倉吉総合看護専門学校費 充当 7,700
計	20,062,865	36,673	20,099,538			

13款繰越金

1項繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 1,093,721	千円 226,083	千円 1,319,804	1 前年度繰越金	千円 226,083	
計	1,093,721	226,083	1,319,804			

14款諸収入

3項貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
17 木材産業等 高度化推進資金 貸付金元利収入	千円 147,334	千円 75,000	千円 222,334	1 木材産業等 高度化推進資金 貸付金元利収入	千円 75,000	
計	13,017,820	75,000	13,092,820			

4項受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
29 市町村受託事業収入	千円 120,625	千円 14,000	千円 134,625	1 市町村受託事業収入	千円 14,000	
計	1,797,450	14,000	1,811,450			

7項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
4 境港管理組合還付金	52,322	21,089	73,411	1 境港管理組合還付金	21,089	
5 心身障害者扶養共済事業収入	126,686	9,960	136,646	2 扶養保険金	9,960	
6 雑 入	1,562,540	44,234	1,606,774	1 雑 入	44,234	
計	1,819,874	75,283	1,895,157			

15款 県 債

11項 県 債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 総 務 債	190,000	1,000	191,000	2 防 災 債	1,000	防災総務費充当
4 農 林 水 産 業 債	3,123,000	10,000	3,133,000	2 農 地 債	10,000	農地総務費充当 7,000 農地防災事業費充当 3,000
計	75,181,000	11,000	75,192,000			

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	4,875,449	3,500	4,878,949	3,500				
財政課	56,946,809	2,860,839	59,807,648	2,860,839				
合計	82,742,911	2,864,339	85,607,250	2,864,339	0	0	0	
<p><説明> 県庁北側緑地への駐車場整備の検討に係る現地測量の実施(3,500千円)、地域活性化・公共投資臨時基金の造成(2,860,839千円)に伴う補正。</p>								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課 (内線: 7771)

7目 財産管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県庁北側緑地駐車場整備 検討事業	0	3,500	3,500	3,500				
トータルコスト	0	4,329	4,329	(補正にかかる主な業務内容)				
従事する職員数	0人	0.1人	0.1人	パブリックコメントの実施、測量委託の契約等				

説明

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的

県庁耐震改修工事及び県庁周辺施設(とりぎん文化会館、県立博物館など)の利用による県庁舎の駐車場不足を改善するため、県庁北側緑地への駐車場整備について検討を行う。

2 事業の概要

県庁北側緑地の一部を駐車場として整備することの必要性についてパブリックコメントを行うとともに、現地測量を実施する。

また、県庁地下駐車場を土日・祝祭日の閉庁日に開放(80台増)して、県庁及び周辺施設の駐車場不足の改善を図る。

(スケジュール案)

区分	H21年度	H22年度	H23年度
パブリックコメント	意見募集	公表	
文化財調査	試掘		
現地測量	測量		
<パブリックコメントの結果、駐車場整備実施となった場合> 設計・施工		【6月補正】 設計 施工	

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財政課(内線:7049)

5目 財政管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県地域活性化・公共 投資臨時基金造成事業	0	2,860,839	2,860,839	2,860,839				
トータルコスト	0	2,860,839	2,860,839	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金申請業務、事業計画書作成				

【国1次補正「地域活性化・公共投資臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の概要

国の平成21年度第1次補正予算により本県に対して交付される地域活性化・公共投資臨時交付金を、平成21年度のみならず平成22年度以降においても公共投資の円滑な実施に活用するため基金を造成するもの。

2 事業内容

本県においては5,231,000千円の交付が想定されるため、現段階で事業費充当している2,370,161千円を除く2,860,839千円を、平成21年度のみならず平成22年度以降における地方単独事業等の財源とするため、基金に積み立てるもの。

(単位:千円)

区分	金額
交付想定額(A)	5,231,000
第1次内示額	5,033,000
第2次内示額(予定)	198,000
予算充当額(B)	2,370,161
6月補正	2,231,697
9月補正	138,464
基金積立額(A)－(B)	2,860,839

※ 交付金額算定根拠

国1次補正に計上された公共事業に伴う地方負担額(5,529,581千円)に、財政力指数等を勘案して都道府県毎に設定された交付率(0.94627)を乗じた金額

※ 充当事業の要件

- ・建設地方債対象事業であること
- ・国庫補助事業については、法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものでないこと

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

7目 財産管理費

財源確保室 (内線: 7016)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
公有財産管理・利活用対策費	(債務負担行為) 0	(債務負担行為) 8,977	(債務負担行為) 8,977				(債務負担行為) 8,977
	169,925	0	169,925				0
トータルコスト	203,066	0	203,066	(補正にかかる主な業務内容)			
従事する職員数	4.0人	0.0人	4.0人	財産交換の契約締結ほか			

説明

1 事業の目的

(元)倉吉産業高等学校と河北中学校との財産交換等については、交換物件等の確定、評価作業を行い、条件等が確定したことから、仮契約を行うための所要の予算措置を行う。

2 事業の概要

債務負担行為

- ・不要建物解体撤去に係る工事請負費
- ・工事残金の精算

限度額: 8,977千円

期間: 平成22~28年度

交換財産の概要

(単位: 千円)

区分	鳥取県① (元)倉吉産業高校	倉吉市② 河北中学校	財産の差額 ①-②
学校用地	605,201	455,620	149,581
建物	建物評価(単独整備部分)	7,199	5,896
	解体費相当額	△63,078	△8,977
	計	△55,879	△48,205
追加交換資産	3,976	99,042	△95,066
合計	553,298	546,988	6,310

<参考>

財産交換の基本方針

土地	・時価(評価額)により交換((元)倉吉産業高校の野球場等の部分を除く) ・余剰が生じた場合は、売買による精算又は賃貸借
建物	・国庫補助対象部分 ⇒ 無償交換(双方無償譲渡) ・単独整備部分 ⇒ 交換後、使用建物: 等価交換 交換後、不要建物: 互いに解体費相当額を控除

※解体費相当額の精算

建物解体工事額が、解体費相当額を下回った場合に限り、相手方に精算。

スケジュール

年度	鳥取県	倉吉市
H21	【11月議会】 債務負担行為	【12月議会】 交換差金(6,310千円:市→県) 債務負担行為
	仮契約締結(財産交換、譲与、無償貸付)	
	【2月議会】 議決案件: 財産交換、譲与、無償貸付	【3月議会】 議決案件: 財産交換、譲与
	議決により、仮契約 ⇒ 本契約 交換差金(6,310千円)納付(~3/31)	
H22	現河北中学校無償貸付(4/1~) 所有権移転(4/1) (土地・建物: 3年間)	不要建物解体工事(H22~24)
H23		新河北中学校整備等工事(15ヶ月)
H24		河北中学校移転作業(H25.3春休み)
H25	不要建物解体工事(H25~27) 工事残金精算(H28)	新河北中学校開校(4月) 工事残金精算

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

関西本部 (06-6341-3955)

9目 県外事務所費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 高速道路でグッと近 くなった鳥取県魅力 発信事業	〔債務負担行為〕 0	〔債務負担行為〕 456	〔債務負担行為〕 456				〔債務負担行為〕 456	
	0	0	0				0	
トータルコスト	0	0	0	(補正にかかる主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務・掲載内容の調整等				

説明

1 事業の目的

鳥取自動車道の本県側全線開通を平成21年度末に控え、現在、イベント実施やマスコミを活用した情報発信等で「近く、早く、安くなった鳥取県」のPRを関西圏において進めているところ。

この取り組みをより確かなものとし、本県への認知度向上と観光誘客をさらに促進するため、メディア露出を通して、より一層「鳥取自動車道」の積極的な情報発信に取り組む。

2 事業の概要

関西圏の主要エリア情報誌「Meets Regional」において、自動車道沿線の食や温泉宿等を紹介する記事を掲載する。

(媒体概要)

- ・発行部数：15万部（月刊誌）
- ・販売エリア：関西2府4県を中心に、首都圏ほか全国主要都市
- ・読者層：20代～30代の男女
- ・掲載形態：見開き2ページ、カラー
- ・発行時期：平成22年4月1日号

3 債務負担行為の内容

期 間：平成22年度

限度額：456千円

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

関西本部 (06-6341-3955)

9目 県外事務所費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ゲゲゲのふるさと 鳥取県魅力発信事業	(債務負担行為) 0 0	(債務負担行為) 4,000 0	(債務負担行為) 4,000 0				(債務負担行為) 4,000 0	
トータルコスト	0	3,316	3,316	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	契約事務、イベント内容の調整等				

説明

1 事業の目的

鳥取県の魅力を総合的に発信することによって県に対する認知度の向上を図り、観光客や移住定住者を増加させるため、本県にゆかりのある小説「ゲゲゲの女房」のテレビドラマ化に合わせて、関西圏の集客力が高い施設で情報発信イベントを開催する。

2 主な事業内容

[NHK大阪放送会館での情報発信イベントの開催]

○日 時 平成22年4月16日(金)～4月18日(日)3日間(予定)

○場 所 NHK大阪放送会館(大阪市中央区)

○コンセプト

- ・「ゲゲゲの女房」を切り口とした情報発信
- ・鳥取県の代表的な観光財産「ゲゲゲの鬼太郎」を前面に出した本県全体のPR

○主な内容

- ・「ゲゲゲの鬼太郎」キャラクターが鳥取県を紹介
(観光スポットや特産品、IJUターン情報等)
- ・伝統芸能披露
- ・ステージイベント(子ども向け)
- ・ワークショップ(鬼太郎工作キット、砂像制作体験など)
- ・妖怪ブロンズ像展示等の目玉企画
- ・観光ツアーデスクの設置

3 債務負担行為の内容

期 間：平成22年度

限度額：4,000千円

平成21年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費									
	補正前	補正額	補正後	うち総務部						
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	427,467		427,467	175,255		175,255	150,321		150,321	
2 給 料	3,115,209		3,115,209	1,948,564		1,948,564	1,564,064		1,564,064	
3 職員手当等	5,699,680		5,699,680	5,108,103		5,108,103	4,915,179		4,915,179	
4 共 済 費	1,091,124		1,091,124	674,866		674,866	542,689		542,689	
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	45,802		45,802	45,802		45,802	45,802		45,802	
7 賃 金	30,705		30,705	23,939		23,939	23,797		23,797	
8 報 償 費	200,134		200,134	149,092		149,092	16,807		16,807	
9 旅 費	256,509		256,509	103,977		103,977	99,139		99,139	
費用弁償	30,213		30,213	3,561		3,561	3,368		3,368	
普通旅費	170,224		170,224	90,682		90,682	86,242		86,242	
特別旅費	56,072		56,072	9,734		9,734	9,529		9,529	
10 交 際 費	7,100		7,100	6,900		6,900	6,900		6,900	
11 需 用 費	561,499		561,499	293,508		293,508	283,204		283,204	
12 役 務 費	530,822		530,822	157,025		157,025	127,496		127,496	
13 委 託 料	2,525,428	20,571	2,545,999	705,650	3,500	709,150	581,312	3,500	584,812	
14 使用料及び賃借料	765,620		765,620	177,635		177,635	154,366		154,366	
15 工事請負費	886,866		886,866	655,249		655,249	655,249		655,249	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費	97,640		97,640	97,640		97,640	97,640		97,640	
18 備品購入費	63,702		63,702	5,119		5,119	5,019		5,019	
19 負担金、補助及び交付金	8,454,312	246,543	8,700,855	1,416,368		1,416,368	109,038		109,038	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	6,000		6,000	6,000		6,000	6,000		6,000	
23 償還金、利子及び割引料	207,000	2,800	209,800	35,000		35,000	35,000		35,000	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	338,630	2,860,839	3,199,469	225,411	2,860,839	3,086,250	225,411	2,860,839	3,086,250	
26 寄 付 金	30		30							
27 公 課 費	339		339							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	25,312,118	3,130,753	28,442,871	12,011,603	2,864,339	14,875,942	9,644,933	2,864,339	12,509,272	
財 源 内 訳	国庫支出金	2,881,508	3,087,911	5,969,419	524,514	2,864,339	3,388,853	509,363	2,864,339	3,373,702
	地方債	190,000	1,000	191,000	129,000		129,000	129,000		129,000
	その他	1,303,483		1,303,483	473,395		473,395	470,163		470,163
	一般財源	20,937,127	41,842	20,978,969	10,884,694		10,884,694	8,536,407		8,536,407

平成21年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費						総 務 部 合 計		
	5ち総務部								
	1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後
	5目 財政管理費			7目 財産管理費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	1,558		1,558	8,533		8,533	182,416		182,416
2 給 料							2,002,394		2,002,394
3 職員手当等							5,134,731		5,134,731
4 共 済 費	218		218	1,109		1,109	693,700		693,700
5 災 害 補 償 費							500		500
6 恩給及び退職年金							45,802		45,802
7 賃 金							23,939		23,939
8 報 償 費				517		517	157,180		157,180
9 旅 費	2,127		2,127	5,394		5,394	110,128		110,128
費用弁償				100		100	4,378		4,378
普通旅費	2,127		2,127	4,476		4,476	93,512		93,512
特別旅費				818		818	12,238		12,238
10 交 際 費							6,900		6,900
11 需 用 費	6,709		6,709	99,060		99,060	289,997		299,997
12 役 務 費	1,200		1,200	19,108		19,108	161,654		161,654
13 委 託 料	2,898		2,898	250,235	3,500	253,735	746,553	3,500	750,053
14 使用料及び賃借料	2,500		2,500	41,759		41,759	179,968		179,968
15 工 事 請 負 費				644,846		644,846	655,249		655,249
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費				69,743		69,743	97,640		97,640
18 備 品 購 入 費	100		100	160		160	5,743		5,743
19 負担金、補助及び交付金	2,789		2,789	53,062		53,062	8,813,869		8,813,869
20 扶 助 費									
21 貸 付 金							1,224		1,224
22 補償、補填及び賠償金							6,000		6,000
23 償還金、利子及び割引料							6,751,784		6,751,784
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	14,000	2,860,839	2,874,839				225,411	2,860,839	3,086,250
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金							56,290,129		56,290,129
予 備 費							150,000		150,000
計	34,099	2,860,839	2,894,938	1,193,526	3,500	1,197,026	82,742,911	2,864,339	85,607,250
財 源									
国庫支出金	205	2,860,839	2,861,044	493,811	3,500	497,311	791,634	2,864,339	3,655,973
地方債				129,000		129,000	129,000		129,000
内 所 の 他	15,609		15,609	166,679		166,679	5,848,739		5,848,739
訳 一 般 財 源	18,285		18,285	404,036		404,036	75,973,538		75,973,538

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
5目 財政管理費	
積立金	鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金積立金
	2,860,839

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
平成21年度 県庁舎設備保守点検業務委託	128,823		128,823	平成22年度から 平成24年度まで	128,823				128,823			
平成21年度 県有施設消防設備保守点検業務委託	17,127		17,127	平成22年度から 平成24年度まで	17,127				17,127			
平成21年度 県有施設電気工作物保安業務委託	12,014		12,014	平成22年度から 平成23年度まで	12,014				12,014			
平成21年度 県有施設エレベーター等保守点検業務委託	29,854		29,854	平成22年度から 平成23年度まで	29,854				29,854			
平成21年度 公有財産管理・利活用対策費	8,977		8,977	平成22年度から 平成28年度まで	8,977				8,977			
平成21年度 高速度路でグッと近くなった鳥取県魅力発信事業費	456		456	平成22年度	456				456			
平成21年度 ゲゲゲのふるさと鳥取県魅力発信事業費	4,000		4,000	平成22年度	4,000				4,000			
平成21年度 東部総合事務所警備業務委託	14,736		14,736	平成22年度から 平成24年度まで	14,736				14,736			
平成21年度 東部総合事務所中央監視盤保守点検業務委託	19,980		19,980	平成22年度から 平成24年度まで	19,980				19,980			
平成21年度 東部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	7,713		7,713	平成22年度から 平成24年度まで	7,713				7,713			
平成21年度 八頭総合事務所警備業務委託	11,970		11,970	平成22年度から 平成24年度まで	11,970				11,970			
平成21年度 八頭総合事務所熱源機器保守点検業務委託	1,434		1,434	平成22年度から 平成24年度まで	1,434				1,434			

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成21年度 八頭総合事務所非常用発電設備保守点検業務委託	804			平成22年度から 平成24年度まで	804				804
平成21年度 中部総合事務所警備業務委託	14,958			平成22年度から 平成24年度まで	14,958				14,958
平成21年度 中部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	2,196			平成22年度から 平成24年度まで	2,196				2,196
平成21年度 中部総合事務所吸収式冷温水養生機保守点検業務委託	3,687			平成22年度から 平成24年度まで	3,687				3,687
平成21年度 中部総合事務所消防設備保守点検業務委託	1,332			平成22年度から 平成24年度まで	1,332				1,332
平成21年度 西部総合事務所工シベーター保守点検業務委託	2,268			平成22年度から 平成24年度まで	2,268				2,268
平成21年度 西部総合事務所警備業務委託	13,308			平成22年度から 平成24年度まで	13,308				13,308
平成21年度 西部総合事務所消防設備保守点検業務委託	2,070			平成22年度から 平成24年度まで	2,070				2,070
平成21年度 日野総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	1,437			平成22年度から 平成24年度まで	1,437				1,437
平成21年度 日野総合事務所建築物環境衛生管理業務委託	1,419			平成22年度から 平成24年度まで	1,419				1,419

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部改正について</p>						
<p>提 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 県内の公共投資及び地域医療確保など重点課題に係る施策を実行し、もって県民の安心で活力ある生活を実現し、及び確保するため、新たに基金を設置する。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。</p> <table border="1" data-bbox="336 712 1366 967"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 712 619 757">名 称</th> <th data-bbox="624 712 1366 757">設 置 目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 757 619 842">鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金</td> <td data-bbox="624 757 1366 842">県内における公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図るための経費に充てること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 842 619 967">鳥取県地域医療再生基金</td> <td data-bbox="624 842 1366 967">県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、公布日とする。</p>	名 称	設 置 目 的	鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金	県内における公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図るための経費に充てること。	鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。
名 称	設 置 目 的						
鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金	県内における公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図るための経費に充てること。						
鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。						

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>2 地方自治法第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の第2欄に掲げる目的に資するため、それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>3 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>5 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">運用益</td> </tr> </table>				運用益	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から32の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、<u>同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</u></p> <p><u>2 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">運用益</td> </tr> </table>				運用益
			運用益						
			運用益						

名称	設置目的	積立て	金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	金の整理又は処理	処分事由
略					略				
32 鳥取県授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	32 鳥取県授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
33 鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金	県内における公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図るための経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。					
34 鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。					

の強化、 医師等の 確保等を 計画的に 行う施策 の実施に 要する経 費に充て ること。		金に積 立て							
--	--	-----------	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 県有地等への自動車の放置が後を絶たないことにかんがみ、条例の失効期限を廃する。</p> <p>(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(3) 遺失物法の一部が改正され、遺失物の所有権移転に係る期間が短縮されたことにかんがみ、放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すまでの期間を短縮する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 条例の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。</p> <p>(2) 県有地等の管理上の支障の除去、生活環境の保全上の支障の除去等放置自動車に対して講ずることのできる措置について、他の法令に定めがある場合は、その定めるところによることとする。</p> <p>(3) 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損等している等の要件を満たす放置自動車は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する使用済自動車とみなして引取業者へ引き渡す(現行 処分する)ことができることとする。</p> <p>(4) (3)によっては引き渡せない放置自動車については、放置されている場所、車名等を告示して3月(現行 6月)経過した日以後において、使用済自動車とみなして引取業者に引き渡す(現行 処分する)ことができることとする。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、<u>放置自動車に対する措置について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復するとともに、地域の美観の保持及び安全で快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 <u>県有地等の管理上の支障の除去、生活環境の保全上の支障の除去等放置自動車に対して講ずることのできる措置について、他の法令に定めがある場合は、その定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。</u></p> <p>(7) <u>引取業者 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業者をいう。</u></p> <p>(調査等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県有地等に放置されている自動車に対する措置について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>廃物 放置自動車が自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物として認められるものをいう。</u></p> <p>(調査等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 自動車登録番号標が取り外されていること。

イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれないこと。

ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

4及び5 略

(放置自動車の引渡し)

第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すことができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、次のいずれかに該当すること。

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

4及び5 略

6 第1項の警告書については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第3条の規定は、適用しない。

(廃物認定)

第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物と認定することができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条

ア 自動車登録番号標が取り外されていること。

イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれないこと。

ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

2 知事は、前項の規定により放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

3 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上若しくは管理上の支障又は生活環境の保全上の支障が生じているとき（第1項の規定により放置自動車を引取業者に引き渡した場合を除く。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 警告書をはり付けた日

(2) 放置されている場所（第5条第1項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）

(3) 車名、塗色又は自動車登録番号

(4) 放置自動車内に放置されている物件に係る表示

(5) 告示後の取扱い

(6) その他規則で定める事項

4 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して3月を経過した日以後において、当該放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すことができる。

第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

2 知事は、前項の規定により放置自動車を廃物として認定するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(処分)

第8条 知事は、前条第1項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。この場合において、当該放置自動車内に放置されている物件（以下「放置物件」という。）があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の

処分を行うことができる。

2 知事は、前条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、第4条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上又は管理上の支障が生じているときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 警告書をはり付けた日

(2) 放置されている場所（第5条第1項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）

(3) 車名、塗色又は自動車登録番号

(4) 放置物件に係る表示

(5) 告示後の取扱い

(6) その他規則で定める事項

3 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して6月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。この場合において、放置物件があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。

(費用の請求)

第8条 知事は、第5条第1項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は前条の規定による引渡しを行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び引渡しに要した費用を請求することができる。

(規則への委任)

第9条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(費用の請求)

第9条 知事は、第5条第1項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は前条の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

(規則への委任)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第8条第2項の規定に基づく告示がされ、当該告示がされた日の翌日から起算して6月を経過していない放置自動車については、改正後の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第7条第4項中「3月」とあるのは、「6月」と読み替えて同項の規定を適用する。

条例名等	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 船員保険法の一部改正に伴い、同法による保険給付の対象から除外された非常勤の船員を補償の対象に加える。</p> <p>2 概要 (1) 公務上又は通勤による災害に対する補償の対象となる職員に船員である非常勤職員を加える。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 (1) 施行期日は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>(この条例に定めがない事項)</p> <p>第15条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第45条及び第46条を除く。）の規定の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>(この条例に定めがない事項)</p> <p>第15条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第45条、第46条及び第46条の2（<u>船員である職員に関する部分に限る。</u>）を除く。）の規定の例による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には新条例の規定による補償は行わない。

条 例 名 等	当せん金付証票の発売について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当せん金付証票を発売することについて、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要 発売総額55億円以内</p> <p>これは、平成22年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。</p>

条 例 名 等	平成20年度決算の認定について																																																																																																				
提 出 理 由	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成20年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものである。</p>																																																																																																				
及 び 概 要	<p>2 概要</p> <p>一般会計歳入歳出決算額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">歳</td> <td style="width: 10%;">入</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">348,</td> <td style="text-align: right;">514,</td> <td style="text-align: right;">346</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">336,</td> <td style="text-align: right;">925,</td> <td style="text-align: right;">103</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>引</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">11,</td> <td style="text-align: right;">589,</td> <td style="text-align: right;">243</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">翌年度に繰り越すべき財源</td> <td style="text-align: right;">3,</td> <td style="text-align: right;">150,</td> <td style="text-align: right;">403</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">実質収支</td> <td style="text-align: right;">8,</td> <td style="text-align: right;">438,</td> <td style="text-align: right;">840</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>各特別会計決算額総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">歳</td> <td style="width: 10%;">入</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">98,</td> <td style="text-align: right;">157,</td> <td style="text-align: right;">675</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">96,</td> <td style="text-align: right;">689,</td> <td style="text-align: right;">823</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>引</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,</td> <td style="text-align: right;">467,</td> <td style="text-align: right;">852</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳	入													348,	514,	346	千円			歳	出			336,	925,	103	千円			差	引			11,	589,	243	千円							翌年度に繰り越すべき財源	3,	150,	403	千円						実質収支	8,	438,	840	千円		歳	入													98,	157,	675	千円			歳	出			96,	689,	823	千円			差	引			1,	467,	852	千円		
歳	入																																																																																																				
				348,	514,	346	千円																																																																																														
歳	出			336,	925,	103	千円																																																																																														
差	引			11,	589,	243	千円																																																																																														
				翌年度に繰り越すべき財源	3,	150,	403	千円																																																																																													
				実質収支	8,	438,	840	千円																																																																																													
歳	入																																																																																																				
				98,	157,	675	千円																																																																																														
歳	出			96,	689,	823	千円																																																																																														
差	引			1,	467,	852	千円																																																																																														